

長崎高教組新聞

発行
〒850-0013 長崎市中央2丁目2番5号
長崎高教組会館 長崎県高等学校教職員組合
電話 (095)-827-5882
FAX (095)-826-2976
編集責任者 大場 雅信 一第10号
メールアドレス naga-kks@fslinet.or.jp

退職手当の大幅削減反対のとりくみ

中央で 職場で 展開中!

公務労組連絡会

総務省と交渉

野田内閣が、国家公務員の退職手当の大幅な削減を狙うもと、公務労組連絡会は6月15日、総務省交渉を行いました。

400万円を超える手当の削減が示されて以降、職場で急速に広がっている怒りの声を背景に交渉では、総務省を厳しく追及しました。交渉の中で、公務労組連絡会は交渉に出席した総務省総括課長補佐に対して、「400万円以上の削減は、定年後の生活を考えればとうてい認められない。若年層を含めて働かざるを得ないことになる。使用者として、要求に基づいた対応を求める」と述べ、①退職手当は退職後の生活を支えており、住宅ローン返済計画を含めて生活設計の変更も迫られる。定年後の不安増大は、若年層を含めた働きがいにも関わって、きわめて重大であり、反対だ。②人事院が発表された官民格差と有識者会議の議論を前提に見直し

をすすめているが、民間が5年間で400万円以上も退職給付が減っていることについて十分に検証すべきだ。有識者会議ではこうした議論が排除されてきた。③退職手当法では「民間準拠」で見直すことは定められていない。機械的な官民比較ではなく、公正中立な公務を確保などの公務の特殊性を踏まえた検討が必要。公務員としてふさわしい退職給付の安定的な制度を検討せよ。④地方自治体への波及も懸念されている。独立行政法人や地方公務員への押しつけは認められない。⑤重要な労働条件である以上、労働組合との十分な話し合いのもとで、納得と合意のもとですすめること。来年の3月から実施というゴールラインを決めたやり方は反対だ」と追及しました。

これに対して、総務省は、「必要は承った。どこまで理解いただけるかわからないが、皆さんは誠意を持って対応したい」と答えるのにとどまっています。

退職手当引き下げ反対の職場決議も、続々と高教組本部に寄せられています。個人名を連記する形ですが、諫商で61人、長崎南・島原・大村で50人以上など、職場のほとんどの教職員が記名している例も多く見られ、職場の怒りが伝わります。

退職手当引き下げ反対の職場決議も、続々と高教組本部に寄せられています。個人名を連記する形ですが、諫商で61人、長崎南・島原・大村で50人以上など、職場のほとんどの教職員が記名している例も多く見られ、職場の怒りが伝わります。

事務現業職員部は、3月2日に提出していた要求書についての県教委交渉を、6月11日に実施しました。交渉には、高教組から、事務現業職員部の山口徹部長をはじめとする4人の役員と大場委員長他2人の本部役員が参加し、県教委からは、鳥山教職員課長、前田人事管理監、他6人が参加しました。

交渉では、現業からの任用替えによる賃金低下の問題や、事務室の多忙化の現状についての高教組の主張については、県教委も概ねその実態を認めましたが、制度的な改

善の回答はなく、個々の事例に対する個別的な対応を検討するという回答にとどまりました。主な要求項目についての交渉内容を要約すると次のようになります。

事務現業職員部県教委交渉

賃金改善や多忙化への対応策等で県教委を追及

昇任・昇格の改善

組 人事委員会の資料で見れば、県の行政職全体では、42〜43歳までには4級に達していることは明らかだ。県教委は以前、学校事務職員では標準的には48歳としていたのだから、4級への昇格は大きく遅れている。

任用替え職員の賃金改善

組 任用替えで50代で2級の人もいる。現在の任用替え職員の昇任・昇格のあり方を改善すべきだ。

任用替え後の配置校

組 任用替え後の初任校については、1人校には配置しないという確認はたはずだ。

多忙化への対応策

組 時間外手当については、事前命令があって適切なものであれば、是非申請してくださいという話を校長会や事務長会で話し合っている。現場では抑

組 現在の主任の平均年齢は48歳弱だが、昇任時点の平均年齢は44・7歳になっている。知事部局との比較でいえば、知事部局は9級までいくのに対して、教育委員会や学校事務職は6級まで。退職までの構成を考えると、知事部局が何歳か早めに昇任することになるのは当然。

組 昇任・昇格は賃金に直結する。同じ行政職として、同じ年数を勤務してきて、学校事務と他の部局で賃金に差が出ることに問題意識を持つべきだ。教育委員会の管轄内のことでは、教育委員会事務局との比較ではどうなるのか。そのデータを出すことも要求する。

組 説明を受けた時は、まだ現給保障があった。現給保障の廃止で、また賃金が減ることになる。現給保障廃止にかかわる交渉では、任用について考慮するという趣旨の回答もあった。任用替えによる賃下げと、現給保障の廃止による賃下げが重なる人については、特に考慮すべきだ。

組 今年の昇任は50歳以上の人について一定考慮した。その方針は任用替えの人についても例外ではない。主任主事になった人で成績によってはす



▲ 高教組事務現業職員部の県教委交渉

組 昇任・昇格は賃金に直結する。同じ行政職として、同じ年数を勤務してきて、学校事務と他の部局で賃金に差が出ることに問題意識を持つべきだ。教育委員会の管轄内のことでは、教育委員会事務局との比較ではどうなるのか。そのデータを出すことも要求する。

組 説明を受けた時は、まだ現給保障があった。現給保障の廃止で、また賃金が減ることになる。現給保障廃止にかかわる交渉では、任用について考慮するという趣旨の回答もあった。任用替えによる賃下げと、現給保障の廃止による賃下げが重なる人については、特に考慮すべきだ。

組 今年の昇任は50歳以上の人について一定考慮した。その方針は任用替えの人についても例外ではない。主任主事になった人で成績によってはす

を扱うのが当たり前。予算の範囲でというものはあるが、足りなければ県教委に相談してもらえばよい。

全国高校懇談会6.1中央行動 長崎高教組3人参加(全国から33組織124人が結集)！ 省庁交渉、国会議員への要請 各団体・政党へ要請！

6月1日(金)に開催された全国高校組織懇談会中央行動(全国34組織134人参加)に、長崎高教組から3人参加しました。野田政権の暴走にストップをかけ、子どもたちのいのち、学ぶ権利を守るための要求の実現を迫りました。

①国民・労働者の切実な要求である震災復興、原発廃止、消費税増税反対、文科省「教員定数、国際基準と比較して遜色ない」と回答。

OECD各国の平均を無視！

文科省交渉では、東日本大震災で被災した子どもたちが安心して学校生活を送れるよう復興対策に全力をあげること、教育の無償化をさらに前進させること、長時間過密労働の根本的解消のために教職員数を増やすことなどを求めた要求書を提出し、交渉を行いました。参加者は日高教副委員長

をはじめ各県から10人。長崎からは大場委員長が参加しました。文科省は、教育の無償化の課題では、「就学援助は義務制は憲法で保障されているが、高校には義務となっていない。奨学金、授業料免除、臨時特例法での対応となる」と回答。高校生への就学支援に対し、積極的に支

援しようとする姿勢は見せませんでした。復興対策については、「放射能に関しては、ほとんどの学校で除染はクリアされている。自治体には、専門家の派遣などでバックアップしている」と回答しましたが、未だに汚染が除去されていない施設があるとの現場からの指摘には、返答できませんでした。長崎からも、文科省が基準としていた年間1ミリシーベルト以下の線量の安全基準についての疑問点を指摘し、将来にわたった子どもたちの安全を考慮すべきだと主張しました。

教員定数問題では、「国際的水準と比較しても遜色がないと自治体から聞いている」と、OECD各国の平均的な教員定数状況の事実とは全く反して回答をしました。文科省が「教員の長時間過密労働の実態はある」とことを認めておきながら、定

数改善にとりくもうとしない姿勢に参加者は憤りを感じました。その他、放射線(副読本)の押しつけ問題、高校生の就職保障の課題など各県の実態を文科省に示し、対応を求めました。

民主党、副幹事長2人が 初めて対応、大きな意義

民主党要請では、日高教委員長をはじめ各県からの参加者7人、計8人が参加しました。長崎からは今泉執行委員が参加しました。政権与党からは副幹事長が2人対応。中央行動において初めて政権与党の中核の議員が対応してくれたことは大きな意義がありました。

要請の内容は、内閣に提出した「国民の安全・安心を守り、いのちとくらしを大事にする政治を強く求める」要求書に基づく事項実現への理解と尽力を強く求めるものでした。

協議の中では、原発再稼働反対、TPP参加反対などの問題などの他、

国会議員要請では、12班に分かれ、各県から50人が参加しました。長崎からは前田執行委員が参加しました。それぞれの班で、衆院文部科学委員・参議院文部科学委員に、①東日本大震災で被災した子どもたちの学ぶ権利を保障すること、②教育予算を大幅に増やすこと、③高校生の修学と進路を保障するた

集約集会で発表する、大場委員長

め全力を挙げること、④の改善を図ることを要請しました。



中教審「高等学校教育委員会」が目指す 「高校教育、今後の施策」の方向性

中教審「高等学校教育委員会」の第9回会議が6月18日に開催されています。資料では、高校の現状を、「高校進学率が約98%であり、その結果、生徒の興味・関心、能力・適性、進路等は極めて多様となっている。この結果、生徒の実態に対応し、できる限り幅広く柔軟な教育を実施することが必要」との基本的な考えに基づいて、総合学科の創設、学

校間連携、学校外習得の単位認定制度の拡充、中高一貫教育制度の導入など様々な施策が推進されてきた」と評価する一方で、このような諸政策の中で、「生徒の発達段階や学校教育体系の中での小・中学校教育との関係等も含めて、高等学校教育として共通に求められるものは何かという視点が弱くなってきている」と指摘がある」とも記述

しています。この観点に立つて、「高校教育施策の今後の方向性として、すべての意志のある生徒が、その能力・適性、進路等に応じた教育を安心して受けられ、学びを通してその能力・可能性を伸ばさせることができるよう、高等学校を含む後期中等教育段階の学びの機会を与えられるようにすることが必要である」としています。内容に注意深く読むと、「すべて生徒」ではなく、「すべて」の意志のある生徒」となっており、「ただし、このことは、いわゆる

『義務教育化』を目指していること、明らかなことである」とわざわざだし書きで強調するなど、高校教育を別格に根拠にしていることを読み取ることが出来ます。また、これまでの施策の中で示された具体的な高校教育の類型化は注意深く削除されていますが、単に一定の批判をかわす狙いにすぎず、その本質は変わっていないことを見抜くことが必要です。以下に、高校類型化に係わっての変更点の例をいくつか示しておきます。

【変更前】
○高等学校教育振興のための施策については、
・例えば以下のように、各学校が目標とする育成すべき人材像に応じ、その類型を念頭に置いて国や地方公共団体が、
【変更後】
○高等学校教育振興のための施策については、
・例えば以下のような資質能力の育成など、各学校が目標とする育成すべき人材像に応じて、国や地方公共団体が、
【変更前】
・主として、社会経済活動の基盤を担う人材に必要な資質能力の育成を目的として、
【変更後】
・社会経済活動の基盤を担う人材に必要な資質能力の育成
(学校が削除されています。)

【変更前】
○高等学校教育振興のための施策については、
・例えば以下のように、各学校が目標とする育成すべき人材像に応じて、国や地方公共団体が、
【変更後】
○高等学校教育振興のための施策については、
・例えば以下のような資質能力の育成など、各学校が目標とする育成すべき人材像に応じて、国や地方公共団体が、

第9回会議の中では、高校の類型化が、高校の差別化そのものであるために、さすがに「○○の育成を目指す学校」がすべて削除され、「育成」と書き改められました

